

公立大学法人奈良県立医科大学ESCO事業 質問回答書（提案募集要項）

No.	分類	ページ	項目番号	項目名	内容	回答
1	募集要項	2	2.3.(4)	契約終了後のESCO設備の取り扱い	契約終了後の処理について無償譲渡を求めることができるとの記載ですが、ESCO設備の撤去となった場合、撤去費は貴学負担という理解で宜しいでしょうか。	撤去時点でのESCO設備の所有者が負担するものとします。
2	募集要項	4	3.2.(4)	応募者の役割	「地域への経済波及効果に資するように県内業者又は事業者の活用を優先的に行うものとする。」との記載がありますが、県内業者又は事業者を活用した場合は、提案審査においてどのように評価されるのでしょうか。 現状では加点対象項目が見当たりませんが、地域経済波及効果に資するという考え方であれば、加点評価に加えるべきかと存じます。 また、加点対象とならない場合において、県内業者又は事業者の活用を優先的に行うグループとそうでないグループとはどのように評価方法により差別化されるのでしょうか。	直接的な評価項目にはなっていませんが、提示している評価項目全体の中で評価することになります。
3	募集要項	5	3.3.(7)	応募者の資格	「工事の種類ごとに監理技術者等を配置すること」とありますが、付帯工事の場合は不要と解釈して宜しいでしょうか。	建設業法に従い配置する必要があります。
4	募集要項	7	3.5.(5)	1応募者の複数提案の禁止	「1応募者は1つの提案しか行うことができない」とありますが、補助金無し・補助金有りの提案内容を各々1つとし、両提案内容が異なっても問題ないとの解釈でよろしいでしょうか。	募集要項P.33に「補助金有りの提案内容については、補助金無しの提案内容にさらに省エネルギー項目を追加したものとしてもよい。」と記載がありますので、異なっても問題ありません。
5	募集要項	7	3.5.(5)	1応募者の複数提案の禁止	「補助金無し」、「補助金有り」の提案は、1つの提案とみなすものとする。とありますが、「補助金無し」の提案内容と「補助金有り」の提案内容に違いがあってもよろしいですか。	

公立大学法人奈良県立医科大学ESCO事業 質問回答書（提案募集要項）

No.	分類	ページ	項目番号	項目名	内容	回答
6	募集要項	15	7	提案条件	補助金無しと補助金有りの両方を必ず提案することとありますが、仮に補助金不採択になった場合にも、本事業は実施させるという前提であるとの解釈でよろしいでしょうか。	よろしいです。
7	募集要項	15	7.3.(1)	改修必須設備	①空調熱源システムの高効率化 別紙2「改修必須設備一覧表（空調設備）」の改修内容の欄に『提案による』とありますが、既設再利用による提案も可と考えてよろしいでしょうか。	既設再利用は可能ですが、改修（改造）が必須です。
8	募集要項	15	7.3.(1)	改修必須設備	②照明設備のLED化 別紙3「改修必須設備一覧表（照明設備等）」の条件の使用時間が0時間の照明も改修必須と考えればよろしいでしょうか。	別紙8に改修必須、提案対象、提案対象外の区分を示しています。
9	募集要項	15	7.3.(2)	改修工事関する条件	⑦最終行「一級建築士が構造上の安全を証する書類を提出すること」とあります提出書類は、詳細設計時の提出と考えてよろしいですか。	よろしいです。
10	募集要項	16	7.3.(3)	キャンパス移転計画	「令和6年度に一部キャンパス竣工後移転予定であるため、ベースラインの調整が必要となる」とありますが、貴学ご都合によるベースラインの調整と推察しますが、ESCO事業者が不利となる調整は求められないという理解でよろしいでしょうか。また、そのベースラインの調整方法は最優秀獲得後の詳細診断・包括的エネルギー管理計画書の作成時に記載するという事でよろしいでしょうか。	よろしいです。

公立大学法人奈良県立医科大学ESCO事業 質問回答書（提案募集要項）

No.	分類	ページ	項目番号	項目名	内容	回答
11	募集要項	16	7.3.(3)	キャンパス移転計画	「令和6年度に一部キャンパス竣工後移転予定であるため、ベースラインの調整が必要となる」とありますが、同様に貴学起因によるもので、ESCO事業者の責任が起因でない事項について、補助金返還、省エネ未達成、ESCO設備の一部撤去による一部解約金などの損害が発生した場合、貴学負担という理解でよろしいでしょうか。	協議によります。
12	募集要項	17	7.3.(7)	衛生設備改修に関する条件	井水設備導入に関して、水量データや料金単価等を開示頂けますでしょうか。	提案要請書と併せて応募者に送付します。
13	募集要項	17	7.3.(7)	衛生設備改修に関する条件	④「A病棟の衛生配管は、劣化が激しいため、再利用はしないこと」とありますが、これは「A棟の全衛生配管を更新すること」という意味ではなく、撤去設備の補給水管や排水管を再利用しないことという解釈でよろしいでしょうか。	衛生設備改修に関連するA病棟の関係配管は更新が必要です。 図面は現場ウォークスルー調査時に閲覧できます。
14	募集要項	17	7.3.(7)	衛生設備改修に関する条件	④「A病棟の衛生配管は、劣化が激しいため、再利用はしないこと」との記載がありますが、衛生配管とは、給水配管・排水用配管・給湯用配管・蒸気配管等が考えられますが、全ての配管の再利用ができないとの解釈でしょうか。再利用しない範囲が不明瞭であるため、具体的に図面で図示頂けますでしょうか。	
15	募集要項	17	7.3.(7)	衛生設備改修に関する条件	②「地盤沈下測定などを実施すること」とありますが、測定力所は井戸付近に限定される解釈でよろしいでしょうか。	測定方法等を含めて提案内容によります。
16	募集要項	17	7.3.(7)	衛生設備改修に関する条件	②「地盤沈下が確認された場合は対策を講じること」とありますが、地盤沈下リスクの少ない100m以上の深井戸の場合は、地下水原因であると特定されることが困難と考えられますため、免責と考えてよろしいでしょうか。	提案内容によります。

公立大学法人奈良県立医科大学ESCO事業 質問回答書（提案募集要項）

No.	分類	ページ	項目番号	項目名	内容	回答
17	募集要項	17	7.3.(7)	衛生設備改修に関する条件	<p>地盤沈下に注意し、定期的な地盤沈下測定などを実施する事。とありますが、定期的な地盤沈下測定の方法として、環境省から都道府県知事宛に通知された地盤沈下監視ガイドライン（環水土発第050629007号 平成17年6月29日）が参考となると思われますが、このガイドラインによる監視の方法は多岐にわたり広範囲での測定や多くのデータ観測が求められている為、本事業において事業者の実施すべき範囲をご提示いただけますでしょうか。</p> <p>また、観測データの公表等として、「国、自治体は、地盤沈下等に関する観測データを毎年取りまとめて公表することが重要である。」とありますが、公表されたデータはございますか。</p>	<p>提案内容によります。</p> <p>本学として公表した地盤沈下データはありません。</p>
18	募集要項	17	7.3.(7)	衛生設備改修に関する条件	<p>地盤沈下が確認された場合は、対策を講じること。とありますが、地盤沈下監視ガイドラインによれば、「地盤沈下は地質構造や地下水の利用状況等の諸条件によって発生の形態が異なり、監視に当たってもそれらの地域特性を踏まえた監視を行う必要があることから、画一的な基準を設けることは困難である。」とあり、本事業の井水設備において対策を講じることが現実的ではないと感じますが、対策に対する見解をご教示ください。</p>	<p>地盤沈下が確認された場合は、対策は必要であり、その対策も含め提案内容によります。</p>
19	募集要項	20	7.8.(3)	ESCOサービス料の総支払額	<p>ESCOサービス期間中のESCO設備の所有者は事業者（リース活用の場合はリース会社）となりますが、ESCOサービス料にESCO設備の固定資産税は含まれますでしょうか。</p>	<p>含みます。</p>

公立大学法人奈良県立医科大学ESCO事業 質問回答書（提案募集要項）

No.	分類	ページ	項目番号	項目名	内容	回答
20	募集要項	21	7.8.(5)	ESCOサービス料に係る債権の取り扱い	事業者は、「ESCOサービス料にかかる債権は、譲渡又は担保にすることができない。」とありますが、あらかじめ貴学の了承を得た場合はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。 またグループ構成員間であれば、ESCOサービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることはできるという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
21	募集要項	21	7.9.(2)	ESCO設備の維持管理について	③「本学は、維持管理が計画どおりでなく、もしくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。」とありますが、事業者責以外の要因による必要措置及びその費用は、貴学側負担という理解でよろしいでしょうか。	協議によります。
22	募集要項	22	7.9.(4)	保険について	ESCO設備に付保する保険の種類・内容について、貴学と協議事項となっております。ESCO提案の段階では、事業者が本ESCO事業に相当と考える保険の保険料を見込む予定ですが、最優秀獲得後、貴学との協議により、保険料が事業者の当初の想定より上回った場合には、その差額分を貴学が負担するという理解で宜しいでしょうか。	保険内容に併せて費用負担についても協議によるものとしますが、原則事業者負担です。
23	募集要項	24	8.3.(2)	表 予想されるリスクと責任分担 不可抗力	新型コロナウイルスの影響による事業計画等の遅延については、事業者の責めに帰さない事由という認識で宜しいでしょうか。	基本的にはよろしいですが、詳細は協議によります。
24	募集要項	24	8.3.(2)	表 予想されるリスクと責任分担 建設段階 用地の確保	資材置き場の確保が事業者分担となっておりますが、大学、病院敷地内で確保できることを想定してよろしいですか。	基本的には本学敷地外で確保いただくこととなりますが、詳細は協議によります。

公立大学法人奈良県立医科大学ESCO事業 質問回答書（提案募集要項）

No.	分類	ページ	項目番号	項目名	内容	回答
25	募集要項	24	8.3.(2)	表 予想される リスクと責任分担 共通 制度の変更	「消費税、固定資産税以外の税に関するもの」は事業者の負担となっていますが、将来新たな間接税等が新設される場合には貴学でのご負担が適切であることも想定されます。その場合、貴学負担となるという理解で宜しいでしょうか。	協議によります。
26	募集要項	24,25	8.3.(2)	表 予想される リスクと責任分担 第三者賠償	第三者賠償について「建設段階」「維持管理関連」ともに事業者にのみ「○」が記載されていますが、事業者の責による場合にのみ事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。 ただし、本学及び事業者双方に過失が認められる場合は、共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は別途協議の上定めるものとします。
27	募集要項	24,25	8.3.(2)	表 予想される リスクと責任分担 不可抗力	計画・設計段階、建設段階、維持管理関連、不可抗力について貴学と事業者との責任分担の基本的な考え方は、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うこととなっていますが、「表 予想されるリスクと責任分担」においては不可抗力による負担は、「計画・設計段階」「建設段階」の段階において貴学と事業者の両方に「○」が記載されており、「維持管理関連」においては項目がございません。この場合の事業者負担とは、経済産業省資源エネルギー庁より公表されている雛形に準じ、限定的な負担（1/100を事業者が負担）であるという理解でよろしいでしょうか。また、省エネルギーサービス期間中に天災等不可抗力が発生し、ESCO契約を解約するのではなくESCO設備を修理または復旧して契約を継続する場合、事業者の費用負担は、上記と同じく限定的な負担（1/100を受注者が負担）であるという理解でよろしいでしょうか。	協議によります。

公立大学法人奈良県立医科大学ESCO事業 質問回答書（提案募集要項）

No.	分類	ページ	項目番号	項目名	内容	回答
28	募集要項	25	8.3.(2)	表 予想される リスクと責任分担 維持管理関連 施設損傷	「事業者の故意・過失又はESCO設備に起因する本学の施設・設備の損傷」について、事業者の故意・過失によるものに対してという理解でよろしいでしょうか。	「ESCO設備に起因する本学の施設・設備の損傷」リスクには、事業者の故意・過失以外にも含まれます。
29	募集要項	26	10	参加表明時の提出書類	6月末に代表取締役社長の交代を予定しており、新社長名での関係書類が間に合わない場合は前年度の書類提出でよろしいでしょうか（後日差し替え）。	よろしいです。
30	募集要項	27	10.2.(3)	参加表明時の提出書類 作成要領	履行保証書(様式第4号)は「提出することができる」との記載から「提出しなくても良い」と解釈して宜しいでしょうか。	よろしいです。
31	募集要項	29	11.2	提案書 作成要領	提案書の作成にあたり、字体やフォント指定はございますでしょうか。	字体、フォントに指定はありませんが、判読困難である場合は、審査の対象外とします。
32	募集要項	33	11.3	指定熱源機器更新による加算利益について	指定熱源器更新による機器点検費相当額をベースラインへ加算する旨が記載されておりますが、点検費用だけでなく、修繕費等もベースラインに加えるべきではないでしょうか。	提案時点では、修繕費はベースラインに加えません。
33	募集要項	34	11.3	表：指定熱源機器更新による機器点検費相当額	指定された熱源設備以外を更新することで、維持管理費削減が見込まれる場合、その費用を機器点検相当額に加算することが可能でしょうか。また、現状かかっている点検費を開示いただくことは可能でしょうか。	ご指摘の場合、機器点検費相当額をベースラインに加算可能です。 点検費用の開示は可能です。
34	募集要項	-	別紙2	改修必須設備一覧表（空調設備）	「※新たに冷水熱源を設置する場合は、A病棟以外に設置すること。」とありますが、A棟改修必須設備のブラインチラーや氷蓄熱タンクや冷却塔等の撤去跡地に、その撤去設備より軽量の機器を設置することは可能でしょうか。	A病棟への設置はできません。

公立大学法人奈良県立医科大学ESCO事業 質問回答書（提案募集要項）

No.	分類	ページ	項目番号	項目名	内容	回答
35	募集要項	-	別紙3	改修必須設備一覧表（照明設備等）	BEMS設備のBMSの改修が必須との記載がありますが、中央監視システム内での詳細な改修範囲についてご指定いたします。また、現状の中央監視装置のシステム仕様書・完成図書等の開示をお願いいたします。	改修内容も含めて提案してください。 現状の中央監視装置のシステム資料は、提案要請書と併せて応募者に送付します。
36	募集要項	-	別紙3	改修必須設備一覧表（照明設備等）	BEMS設備については、改修（改造）でも可能でしょうか。それともリニューアルが必須でしょうか。	改修（改造）でも可能です。
37	募集要項	-	別紙7	照明改修仕様書 3.照度計算	「照度分布図として提出すること」とありますが、照度分布図の提出は詳細設計時との認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
38	募集要項	-	別紙7	照明改修仕様書 3.照度計算	照度計算は改修対象室の任意な数部屋について実施、ということよろしいでしょうか。	改修対象室は全ての室について照度計算が必要です。
39	募集要項	-	別紙7	照明改修仕様書 4.試験設置結果報告書の提出について	「LED照明器具等の性能等を確認するために試験設置を求められることがある。」との記載があります。 ①照度測定及び電流測定は貴学が指定する、代表ポイント（病室、廊下等）と理解して宜しいでしょうか。 ②電流測定は分電盤の回路単位で測定する事で良いでしょうか。	①よろしいです。 ②設置範囲により、配線での測定が必要になります。
40	省エネルギーサービス契約書（案）	-	-	-	省エネルギーサービス契約書（案）は最優秀獲得後にESCO事業者と協議・修正し、合意のもと締結することができるという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。